

平成26年度 東京都計画に関する  
事後評価

令和2年10月  
東京都

個票 1

事業名	区市町村在宅療養推進事業	総事業費(単位:千円)	620,000
事業の区分	Ⅱ. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	東京都全域		
事業の実施主体	区市町村		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢者人口の割合は今後上昇を続け、令和7年(2025年)には、およそ4人に1人が65歳以上の高齢者となる。</p> <p>高齢で医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、安心して療養生活を送れる体制を実現するため、医療と介護の連携を推進していくことが必要</p>		
事業の期間	平成26年4月1日～令和2年3月31日		
事業の内容	<p>医療面における支援体制を整備するために、区市町村が実施する以下の取組について支援を行う。</p> <p>(1) 在宅医療と介護の提供体制の充実に向けた先駆的な取組への支援 地域支援事業(ア)～(ク)に該当しない取組や先駆的な取組について、区市町村が実施する独自の取組について支援する。</p> <p>(2) 切れ目のない在宅医療提供体制の構築や医療・介護関係者等への情報共有に対する支援 在宅医療・介護連携推進事業(ウ)及び(エ)に関する地域支援事業交付金対象外経費について、区市町村の取組を支援する。</p> <p>(3) 小児等在宅医療の推進 関係各部署、関係職種及び関係機関と連携し、地域の実情に応じて小児等在宅医療の提供体制を整備する。</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	事業実施 62区市町村		
アウトプット指標(達成値)	事業実施 44区市町村		
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 介護事業者や都民等からの様々な在宅医療に関する専門相談への対応や、早期からの退院支援やかかりつけ医や入院医療機関との情報共有の仕組み作りやルールを検討・策定を支援してきている。また在宅療養患者を支援するための後方支援病床の確保や、病院救急車を利用した搬送体制の整備に関する取組も進んでいる。 これにより、かかりつけ医や入院医療機関、多職種が連携した患者・家族が安心して在宅療養生活を継続することができる体制の検討・構築が促進された。</p> <p>(2) 事業の効率性 区市町村が主体となって実施したことで、地域の実情に応じた効率的な執行ができたと考えられる。</p>		
その他			

## 個票 2

事業名	精神保健福祉士配置促進事業	総事業費(単位:千円)	126,000
事業の区分	II 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	平成26年4月から改正精神保健福祉法が施行され、医療保護入院者の退院促進に関する措置として、患者本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう、精神科病院の管理者に、①退院後生活環境相談員、②地域援助事業者との連携、③医療保護入院者退院支援委員会の開催等が義務付けられた。 そのため、医療機関は退院後生活環境相談員の役割を担う精神保健福祉士等の人材確保が必要。		
事業の期間	平成26年4月1日～令和2年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了		
事業の内容	医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、医療と福祉の連携体制を整備する役割が精神保健福祉士に期待されることから、医療保護入院者の早期退院を目指す精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。 アウトカム指標:入院後1年時点の退院率 87.5%(H27末)→90%以上(R5末)		
アウトプット指標(当初の目標値)	新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 56病院以上 →本事業を利用し精神保健福祉士を配置した病棟の在宅移行率 90%以上		
アウトプット指標(達成値)	新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 34病院		
事業の有効性・効率性	(1)事業の有効性 医療機関において、退院支援を行う精神保健福祉士を配置することにより、円滑な退院を促進することができたと考えられる。 (2)事業の効率性 別の事業での医療機関訪問を活用して積極的に事業周知を行うことにより、効率的に事業を実施した。		
その他	より多くの病院に活用してもらうため、令和3年度においても医療機関に対して積極的に周知を行う。		

### 個票 3

事業名	在宅歯科医療設備整備事業	総事業費(単位:千円)	109,140
事業の区分	II 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	東京都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後、増加が見込まれる在宅療養者等に対して、安全で安心な質の高い在宅歯科医療を提供する必要がある。</p> <p>アウトカム指標: 在宅療養支援歯科診療所数 853か所(H31.1.1)→増加</p>		
事業の期間	平成26年4月1日～令和2年3月31日		
事業の内容	在宅歯科医療を実施している又は新たに在宅歯科医療を実施する医療機関が整備する、在宅歯科医療に必要な医療機器等の備品購入費を補助する。		
アウトプット指標(当初の目標値)	補助対象医療機関 30か所/年度		
アウトプット指標(達成値)	補助対象医療機関 28か所/年度		
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 在宅療養支援歯科診療所数 853か所(H31.1.1)→848か所(R2.1.1)		
	<p>(1)事業の有効性 本事業の実施により、在宅歯科医療を行う医療機関が増加するとともに、より安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実が図られた。</p> <p>(2)事業の効率性 東京都歯科医師会へ各医療機関への周知を依頼し、各地区歯科医師会から推薦のあった医療機関を補助対象とすることにより、より在宅歯科医療に意欲的な医療機関への補助を行うことができた。</p>		
その他			